# KNC NETWORK NEWS

2017年5月13日号発行

気になる記事:首相「改憲、20年に施行」、9条に自衛隊明記

安倍晋三首相(自民党総裁)は3日、「2020年を新しい憲法が施行させる年にしたい」と表明した。具体的な改憲項目では、戦力不保持などを掲げた憲法9条の1項と2項を残しつつ、新たに自衛隊の存在を明記する案を挙げた。

(有)北野財経システム 税理士法人 Y. K. C. 大阪市淀川区西中島 7-1-26 オリエンタル新大阪ビル 707 号

オリエンタル新大阪ビル 707 号 TEL: 06-6304-7857 • FAX: 06-6304-8851 http://kncc.co.jp

**経営一言**:「放っておけば失敗もするでしょう。しかし失敗して身に付くものの方が多いのです。当人が、痛い、辛い、を味わって初めて身に付くのです。」 (伊集院 静 作・小説「鳥井信治郎と末裔」より、座主の言葉)

ー所長コメント:「任せる」ということは、失敗も間違いも全て含んだものであること。又、それに伴って発生する損失も含まれなければならない。可愛い子には旅をさせ、自立心をつくっていくことです。若い時の苦労は買ってでもせよです。一

### 企業の善意、行政への寄付は損金算入可《税務》

企業が行う芸術文化や環境保護への支援は、それがどれだけ 善意であろうとも、課税庁は企業イメージを高める戦略と扱い、 一般的な寄付金についてはそのほとんどが損金不算入とされて います。ただし、行政への寄付や、また財務大臣が指定する寄 付金に限って損金算入を認めています。

国や地方公共団体、または財務大臣が指定する寄付金の場合は支出額の全額となる一方、一般的な寄付金の場合は、仮に資本金1000万円、当期の所得金額500万円の普通法人であれば、計算式は「(500万円×2.5%+1000万円×0.25%)×1/4」となり、損金算入限度額は3万7500円にしかなりません。

#### 有終の美をかざる 《経営》

中小企業の事業承継において最も重要な目標は、経営者が有 終の美をかざる事ではないでしょうか。たとえ事業に成功してい ても、事業承継において紛争等を起こすと一生の不覚なります。 事業承継を首尾よく行う要点は、謙虚な心構えです。

『易経』(易占の基本書)の中に、「地山謙」と言う卦(か)があります。君子(経営者)が有終の美をかざるためには謙虚さが必要と言います。すなわち、「人にして謙虚の徳あれば、どこへ行っても通ずる。君子にして始めて最後まで事を成し遂げ、終わりを全うすることができる」。ここで謙虚さとは、経営者が自己の経営能力や功績を過信しないことです。例えば、後継者が決まっていて承継の時期が到来して実行に迷うのは、謙虚さが足りないからです。「後継者はまだ自分と同じ程の業績を上げられない。社員の心服も得られない」等、と。極端な場合は、経営権の委譲において経営者と後継者が紛争を起こし、社内外から侮蔑されたり、信用が低下したりします。

ところで、経営者が謙虚さを持つためには、早くから事業承継計画を準備して、過去の経営を反省したり、経営体制を見直したりすることが必要です。将来の見通しに自信があれば、謙虚な態度で事業承継ができます。

#### 消費税が課税されなない取引とは《税務》

ややこしい税制の中でも、特に消費税は、やっかいなものとして 専門家でも手を焼くことが多いです。とはいえ経営者であれば、 その大枠の理解は必須です。

端的に言えば消費税とは、資産の譲渡や輸入取引などのうち、 ①国内において、②事業者が事業として、③対価を得て行うこと 一という3つの条件を満たすものに限り課税される税のことです。 この条件をいずれか欠くものには課税されないことになり、そのような取引を「不課税取引」と呼びます。具体的には、海外での取引 や、寄付・寄贈など無償での取引、出資に対する配当などがこれ にあたります。

一方、政策的な目的などにより消費税を課税しないこととしている取引を「非課税取引」と呼びます。例えば、土地という財産は使用することで消えてなくなる(消費される)ことがないので、課税は不適切とされています。

消費税が課税されない取引には、ほかに「免税取引」もあります。商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者サービスの提供などの輸出類似取引などです。

## 仮契約書と印紙税 《税務》

印紙税は、印紙の貼付が必要な「課税文書」を作成するたびに 課税される税金です。本契約の前に取り交わす「仮契約書」や 「予約契約書」は課税文書(金銭または有価証券の受取書)なの で、印紙を貼らなくてはなりません。

取り引きごとではなく、文書を作成するたびに課税されるので、 1回の取り引きで数通の契約書を作成するのならそれぞれの契 約書に印紙が必要です。また、領収書などの課税文書を再発行 する際は、最初に発行したときに印紙を貼っていても、再び貼付し なければなりません。